

## 議案第 23 号

川崎市地域包括支援センターの包括的支援事業の人員の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市地域包括支援センターの包括的支援事業の人員の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 28 年 2 月 15 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市地域包括支援センターの包括的支援事業の人員の基準に関する条例の一部を改正する条例

川崎市地域包括支援センターの包括的支援事業の人員の基準に関する条例（平成 27 年川崎市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 3 号中「第 140 条の 68 第 1 項」を「第 140 条の 68 第 1 項第 1 号」に改め、「主任介護支援専門員研修」の次に「（以下「主任研修」という。）」を、「修了した者」の次に「であって、主任研修を修了した日から起算して 5 年を超えない期間内にあるもの（同項第 2 号に規定する主任介護支援専門員更新研修（以下「主任更新研修」という。）を修了したものを除く。）又は最後に主任更新研修を修了した日から起算して 5 年を超えない期間内にあるもの」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 平成25年度までに介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修（以下「主任研修」という。）を修了した者に対する改正後の条例第4条第1項第3号の規定の適用については、同号中「主任研修を修了した日から起算して5年を超えない期間内」とあるのは、次の表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

平成23年度までに主任研修を修了した者	主任研修を修了した日から平成31年3月31日までの間
平成24年度及び平成25年度に主任研修を修了した者	主任研修を修了した日から平成32年3月31日までの間

参考資料

### 制 定 要 旨

介護保険法施行規則の一部改正に伴い、地域包括支援センターに置くべき主任介護支援専門員に主任介護支援専門員更新研修を修了した者を加えるため、この条例を制定するものである。